

## 【アメリカ】徒弟訓練プログラムの拡充に関する大統領令

専門調査員 海外立法情報調査室 原田 圭子

\* 2017年6月15日、トランプ大統領は、雇用主が必要とする高い技術を持った労働者を増加させるために、既存の徒弟訓練プログラムを拡充する大統領令を発出した。

### 1 経緯

アメリカにおいては、かねてから雇用主が必要とする技能を持った労働者が不足するという技能ギャップが生じていることが課題となっており、2014年には「労働力の革新及び機会に関する法律」(注1)が制定された。同法は、求職者のために、職業紹介、職業訓練等の総合的な就業支援サービスを提供するワンストップセンターの改善を図り、また既に就業している者により高い技能を身に付けさせるプログラム助成の予算枠が拡大された。その中の一つが、徒弟訓練プログラムである。(本誌271号(2017年3月)pp.6-60参照)

トランプ(Donald Trump)大統領は、2017年1月20日の就任演説(注2)を始めとする様々な機会において、「アメリカ製品を買い、アメリカ人を雇用する」として、雇用創出を政策の柱の一つとしている。同年6月15日、トランプ大統領は「アメリカの徒弟制度の拡充」と題した大統領令(注3)を発出した。この大統領令では、徒弟訓練プログラムを更に拡充し、専門職労働者をより多く育成することを定めている。

### 2 現行の徒弟訓練プログラム

徒弟訓練プログラムは1937年全国徒弟法(注4)に規定されており、職場での職業訓練及びそれに関連した職場外での教育を組み合わせ、専門職労働者を育成することを目的とし、働いて賃金を得つつ専門技能を修得するものである。現行の徒弟訓練プログラムは、訓練プログラム及び参加者の福利厚生において一定の質を確保するために、連邦政府(労働省)が一定の基準を定め、それに従って登録する制度となっており、事業主と労働組合との共同の運営、個々の事業主による運営など様々な形態がある。資金は主に民間事業主及び団体から提供されている。参加者は16歳以上(危険を伴う職種においては18歳以上)であり、プログラムにより教育、健康状態などの参加条件が課される。(注5)

徒弟訓練プログラムの近年の参加者数等は表のとおりであり、増加傾向にある。職業分野としては、建設、製造、通信、情報技術、小売、医療など多岐にわたる(注6)。なお、プログラムの修了者の初任給は年間約6万ドル(注7)であり、これは大学卒業者の約3万5000ドル(教育専攻)、約4万6000ドル(人文科学専攻)を上回る(注8)。

表 徒弟訓練プログラム参加者数等

年度	参加者数	新規参加者数	修了者数	プログラム数
2012	362,123	147,487	59,783	21,279
2013	375,425	164,746	52,542	19,431
2014	410,375	170,544	44,417	19,260
2015	447,929	197,535	52,717	20,910
2016	505,371	206,020	49,354	21,339

(出典) “Apprenticeship USA Data and Statistics,” <[https://doleta.gov/oa/data\\_statistics.cfm](https://doleta.gov/oa/data_statistics.cfm)> を基に筆者作成。

### 3 大統領令の概要

今回発出された大統領令は全 11 か条から成る。

第 1 条では、現状に対し次のような認識を示している。すなわち、アメリカの高等教育は費用が高騰し、多くの大学の卒業生は学生ローンなどの負債を抱えているにもかかわらず、高収入が見込めるような技能の修得ができていない。また、連邦予算を用いた各種の労働力開発プログラムも有効に機能していない。そのため、現在、製造業において約 35 万人の求人が埋められていないなどの技能ギャップが生じている。このような状況に鑑み、この大統領令は、より多くのアメリカ人が仕事に直結した技能を修得し、賃金の高い仕事に就けるように、徒弟訓練プログラムを更に拡充させること、一方で効果を生み出さない既存の労働力開発プログラムの見直しをすることを求めている。

第 4 条で、労働長官は教育長官及び商務長官と連携して、産業団体、企業、非営利団体、労働組合等による徒弟訓練プログラムの開発を促進させるための規則を制定すること、また、第 8 条で、労働省内に徒弟制度拡充のためのタスクフォースの設置を定めている。そのタスクフォースには、特に現時点において徒弟訓練プログラムが十分に機能していない産業分野で制度を促進させる戦略を立て、大統領に提案することが求められている。

また、労働長官が、現行の予算の枠組みの中で徒弟訓練プログラム参加を促進するために予算を用いること（第 5 条）、労働長官、教育長官及び司法長官が、参加者及び徒弟訓練プログラムの実施機関の幅を広げるために働きかけを行うこと（第 6 条）、教育長官が、地域のコミュニティカレッジなどの徒弟訓練プログラムへの取組を支援すること（第 7 条）を定めている。さらに労働長官が大統領令の発出後 2 年以内に、優れた徒弟訓練プログラムへの表彰制度を設けることも規定している（第 9 条）。

第 10 条において、各政府機関の長が、それぞれの機関が所管している既存の職業訓練、就労支援のための労働力開発プログラム（注 9）を見直し、効果的ではないプログラムの終了を、行政管理予算局（OMB）長官に提言すること、OMB 長官が、その提言を 2019 会計年度の予算策定の参考とすることを定めている。

注（インターネット情報は 2017 年 7 月 13 日現在である。）

- (1) P.L.113-128. Workforce Innovation and Opportunity Act. <<https://www.gpo.gov/fdsys/pkg/PLAW-113publ128/pdf/PLAW-113publ128.pdf>>
- (2) “The Inaugural Address,” January 20, 2017. White House website <<https://www.whitehouse.gov/inaugural-address>>
- (3) Executive Order 13801 of June 15, 2017: “Expanding Apprenticeships in America,” *Federal Register*, vol.82, no.117, June 20, 2017, pp.28229-28232. <<https://www.gpo.gov/fdsys/pkg/FR-2017-06-20/pdf/2017-13012.pdf>>
- (4) National Apprenticeship Act, P.L.75-307, August 16, 1937, 50 STAT.664
- (5) 厚生労働省編『海外情勢報告 2016年度版』2017, p.79. <<http://www.mhlw.go.jp/wp/hakusyo/kaigai/17/dl/t2-03.pdf>>
- (6) “Registered Apprenticeship: a Solution to the Skills Shortage,” Department of Labor website <<https://www.doleta.gov/oa/pdf/fsfront.pdf>>
- (7) 1ドルは112円（平成29年7月分報告省令レート）。
- (8) “Trump’s Non-Celebrity Apprentices,” *Wall Street Journal (Online)*, June 19, 2017. <<https://www.wsj.com/articles/trumps-non-celebrity-apprentices-1497824477>>
- (9) The Hill誌によれば、13の機関が提供する43のプログラムが見直しの対象となる。“Trump to Sign Executive Order Apprenticeships,” *The Hill*, 2017.06.15. <<http://thehill.com/homenews/administration/337917-trump-to-sign-executive-order-on-apprenticeships>>